

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第34号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「特定行政庁が別に定めるOCR票及び」を削り、同項第 3 号中「（別記第 8 号様式の 2）」を削る。

第31条第 3 項中「掲示する」を「掲示するほか、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする」に改める。

第39条の見出し中「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に、「マンションの容積率」を「マンション等の容積率等」に改め、同条第 1 項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第52条第 1 項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第76条の30第 1 項」に改め、同条を第40条とする。

第38条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条第 1 項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化

に関する法律施行規則」に、「第49条第1項」を「第76条の25第1項」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第102条第2項第1号」を「第163条の56第2項第1号」に改め、同条第2項及び第3項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第49条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第76条の25第1項」に改め、同条を第39条とする。

第37条を第38条とし、第36条を第37条とし、第35条の次に次の1条を加える。

(特定都市道路内における建築の認定の申請)

第36条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条の3第2項の規定による建築の認定を受けようとする者は、認定申請書（別記第15号様式）の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて、特定行政庁に提出しなければならない。

(1) 規則第1条の3第1項の表1(イ)項に掲げる図書のうち付近見取図、配置図、各階平面図及び(ロ)項に掲げる図書

(2) 申請者の認定を必要とする理由の陳述書

2 前項に定めるもののほか、特定行政庁は、必要があると認めるときは、認定事項の審査について参考となる資料の提出を求めることができる。

3 特定行政庁は、第1項の申請に基づき認定したときは、第2条第3項の規定に準じて、申請者に認定した旨を通知する。

別記目次中「第8号様式の2 建築物移動等円滑化基準調書」を削る。

別記第2号様式中「(氏名) 様」を

「(氏名) 様
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名) 」に、

「建築基準法
建築基準法施行令
条例」を
「建築基準法
建築基準法施行令
条例」に改める。

名古屋都市計画高度地区」
名古屋都市計画高度地区」

別記第8号様式の2を削る。

別記第15号様式中 「建築基準法
建築基準法施行令
条例
名古屋都市計画高度地区」

「建築基準法
建築基準法施行令
を
条例
名古屋都市計画高度地区」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項各号列記以外の部分の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市建築基準法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の名古屋市建築基準法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。